

# 保土ヶ谷事件の概要

テレビ朝日 ザ・スクープ 「保土ヶ谷事件」 動画配信コーナー

「保土ヶ谷事件」は、マスコミでは「保土ヶ谷保護責任者遺棄致死事件」として報道されています。しかし、この事件の本質は警察官による「死体遺棄」事件であり、さらには組織ぐるみの「隠ぺい工作」事件であると、我々は考えています。

## その1－事件

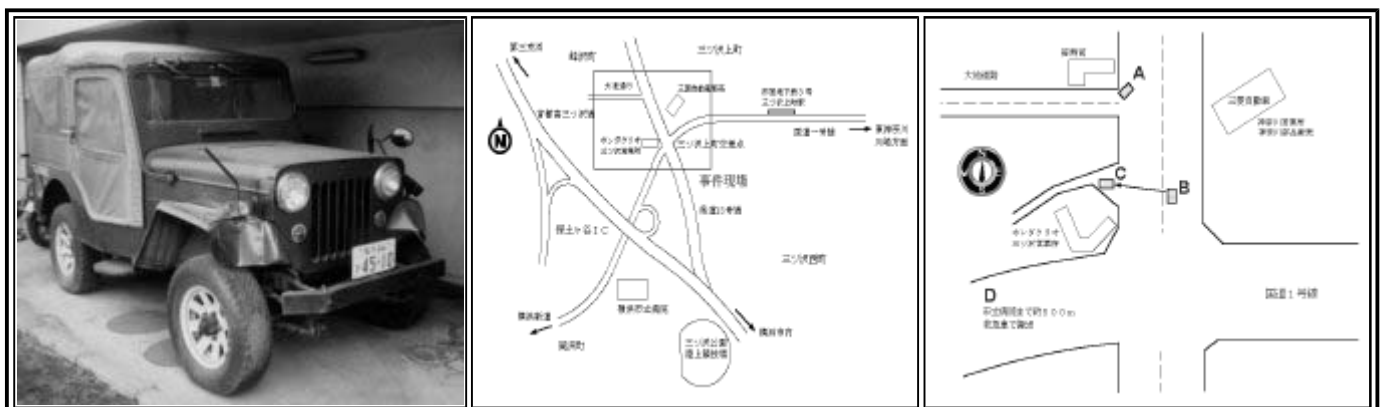
平成9年7月19日午前0時半ごろ、保土ヶ谷区三ツ沢上町の交差点内に、ハザードランプを点滅させている一台のジープがあった。(現場B) 左前輪はパンクし、前フェンダは左右に凹みがあり、フロントガラスには、運転手が頭部をぶつくと見られるクモの巣状のひび割れが入っていた。

運転席には男性(久保幹郎氏)が昏倒していて、それを目撃した付近住民(第一通報者)の通報で保土ヶ谷署のパトカーが現場に駆けつけた。

しかし、パトカーの巡査2名は、なぜか男性を道路脇に移動(現場C)しただけで元の警ら活動に戻ってしまう。男性は午前11時ごろ、別の住民(第二通報者)によって発見され、横浜市立病院に搬送されたが既に死亡していた。

午後3時ごろ、男性の妻に警察から、向い宅を経由する間接的な呼び出し電話があり、同夫人が保土ヶ谷署に出向くと、夫の遺体と破損したジープがあった。そこで免許証・車のキー・小銭入れなど遺品を渡された。

ジープと事件現場 (クリックして拡大)



パトカー出動と病院搬送の事実を、夫人は全く知らされなかった。そして葬儀の後、車両発見現場付近の訊き込みにより偶然に知る。また、遺体に何らメスの痕跡がなかったにも関わらず、監察医(伊藤順通医師)により司法解剖が行われたことになっていて、死因を「心筋梗塞」とする「死体検案書」が書かれていることを知った。

午後3時までの事情を遺族に全く告げなかった理由について、応接に当たった保土ヶ谷署の巡査部長は、当直でありながら、また事故の有無について「三ッ沢じゅう、くまなく」捜す確認作業をしながら、あくまで「知らなかった」としている。

また、実際に解剖をしたなら関係書類など証拠を見せよと迫った遺族に対し、監察医は「そんなもんあるか。おれも警察の被害者だ。そんなものは警察に言え！」（遺族談）と暴言を吐いたという。伊藤勝也保土ヶ谷署長（当時）も「死んじまったもんは、しょうがねえじゃねえか」と遺族に言ったとされる。

事故車内に男性を放置した理由について、パトカーの警察官らは「酒に酔っているものと考え、醒めれば自力で帰宅できるだろう」と考えたとする。なお、免許証・車検証は捜したが見つからず、脳内出血を疑わせる「フロントガラスのひび割れ」も「暗くてよく見えなかった」とした。（なお、病院の検査で血中からアルコールは検出されておらず、警察官は後日、裁判の中では「ひび割れを発見した」と前言を翻している。）

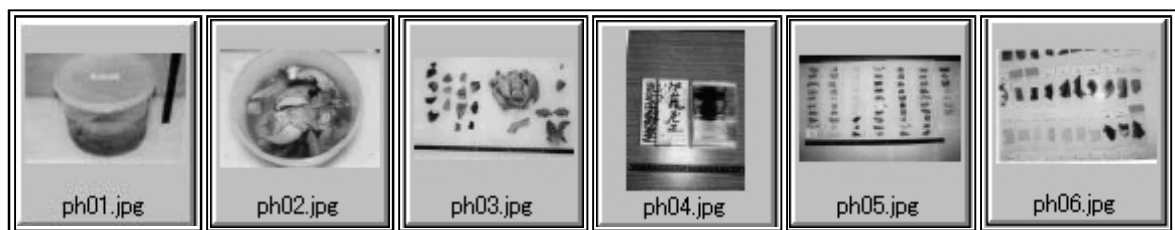
## その2 - 告訴と裁判

夫人は、警察官らを保護責任者遺棄致死、監察医を虚偽検案書作成の罪名で刑事告訴、事の真相究明を横浜地検に訴えた。しかし、事件を担当した土持敏郎検事は、平成12年2月23日、男性を事故車内に放置して死亡させた警察官らの責任については「過失は否めないが故意ではないので責任は問えない」とし、また、監察医については「関係者の証言から司法解剖はされている」として夫人の訴えを退け、不起訴処分とした。県警も数人の関係者を戒告・訓戒など軽い処分済ませ、事件に幕を引いた。

その後、夫人は民事裁判を提訴、真相究明の場を横浜地裁に移した。そして、司法解剖の有無をめぐる原告（夫人）と被告（県警・監察医）が激しく対立した構図が、今も続いている。

平成13年の4月から8月にかけて、司法解剖の証拠である男性からの摘出臓器が、監察医によって裁判所に提出されたが、これは平成15年3月、日大・押田鑑定人によるDNA鑑定で「他人のもの」とされた。

裁判所に提出された臓器片



一方、平成15年1月、横浜検察審査会は、「一般人が冷静に判断したならば、被害者が自車のフロントガラスに頭部を強打した可能性を推認すべき客観的事実があった」として不起訴不当を議決、地検は再捜査を始めたが、その課程で行われた地検独自のDNA鑑定によって、この臓器は再び「他人のもの」とされた。

こうして、他人の臓器が提出されているにも関わらず、平成16年6月、横浜地検の菱沼検事は「司法解剖有り。嫌疑なし」として再び監察医を不起訴処分とした。その主な理由は、事情聴取を受けた監察医が「別人のものと取り違えて提出したかもしれない」と述べたこと、そして、解剖に立ち会ったとされる警察官2名が、司法解剖の様子を詳細に述べたことであった。

しかし、民事裁判提訴から4年半を経た平成17年正月の現在、「司法解剖の存在」は、かつてなく大きな疑惑の目に晒されていると言ってよい。平成16年7月、男性の遺体を取り扱った葬儀社員2名は、法廷で「解剖はなかった」と証言した。そして、地検で他人の臓器との取り違えの可能性を述べた監察医は、民事裁判の証言台に立つや、一転して「本人のものと確信している」と言い放ったが、監察医が語る司法解剖の状況は、立会警察官の証言と大きく矛盾していたのである。その具体的な内容は、間もなく結審に向かう裁判の課程で原告側から示されるものと見られる。

### その3 - 事件のポイント

問題は、なぜ、警察が二度に渡り久保幹郎氏を発見しているのか。そして、警察は、なぜ最初の発見を遺族に隠す行動に出たのか。また、司法解剖の事実を監察医が証明できない以上、司法解剖の事実はなく、死因を病死とするウソの検案書を、警察が監察医に書かせたと推測される点にある。

先ごろ、原告側弁護団が裁判所に提出した書面によれば、「最初に現場に臨場したパトカー巡査2名は、救急車を呼ぶなどの救護措置を取らず、その結果、久保幹郎氏は死亡してしまった。そして、これを知った当直の巡査部長は、保土ヶ谷警察署幹部らと協議、パトカー巡査らの違法行為が発覚しないよう考えた。そして、同巡査部長は監察医と共謀、交通事故によるものではないことにして欲しい、ないし、病死したことにしてほしいなどと依頼、監察医もこれを了解し、死因を心筋梗塞とする虚偽の死体検案書を書いた」としている。

また夫人と当支援者会は、車内から発見されなかったはずの免許証が警察にあったことからみて、久保幹郎氏は保土ヶ谷署に免許証とともに連れて行かれ、そこで死亡したのではないかと考えている。

破損した事故車のなかに、昏倒した人を置き去りにするなど、常識では有り得ない。警察が発表する通り、「酒に酔って寝ている」と誤認したか、あるいは、事故に至った状況を本人に聞くため、パトカーの巡査らは久保幹郎氏を署に連行し、覚醒するのを待ったのではないかと。しかし、フロントガラスに頭部を打ちつけたことで、久保幹郎氏は脳内出血を起こし、署内で死亡してしまった。脳内出血を起こした人が助かる時間も、2時間から3時間が限度といわれる。

もしも、警察が一度目の出動のさい、救急車を呼ばず死なせてしまった事実を隠蔽せんがため、死亡した状態で第二通報者に発見されるため仕組んだのであれば、誰かが現

場に久保幹郎氏の遺体を戻したことになる……。

### これまでの経過

平成9年（1997）

7月19日、保土ヶ谷事件発生。久保幹郎氏死去。

平成10年（1998）

9月 幹郎氏の夫人、横浜地検に刑事告訴。

平成11年（1999）

9月 監察官室、司法解剖有りとする「保土ヶ谷事案の概要」をマスコミに発表。

10月 神奈川県警、一連の不祥事で揺れ、深山本部長辞職。

平成12年（2000）

2月 横浜地検、夫人の訴えを却下、刑事告発を不起訴とする。

4月 田中節夫警察庁長官、斎藤巡査は18日のパトカー出動を知らなかったため、夫人に告げなかったと国会で答弁。

7月 東京高検、夫人の訴えを却下。

7月 監察医、東京地裁に現れ、司法解剖をして摘出心臓を保存してであると証言。

9月 横浜地裁民事裁判の第1回公判。

10月 TBS「ニュースの森」で取り上げられる。

平成13年（2001）

4月 公判7回めにして、はじめて監察医から「摘出臓器」が出される。

5月 監察医、DNA鑑定に必要なブロック標本・薬品処理履歴の提出を拒否。

6月 傍聴人らが「原告支援者の会」を結成、県議会に真相究明を求める請願を提出。

8月 監察医、ブロック標本を裁判所に提出。DNA鑑定が開始される。

平成14年（2002）

2月 テレビ朝日「ザ・スクープ」保土ヶ谷事件特集第1弾を放送。

4月 「臓器片は別人のもの」とするDNA中間報告提出される。

4月 テレビ朝日「ザ・スクープ」保土ヶ谷事件特集第2弾を放送。

4月 監察医、押田教授を鑑定人にふさわしくない人物として忌避申し立て。

7月 横浜地裁、忌避申し立てを却下、押田教授によるDNA鑑定の続行を判断。

10月 パトカー巡査2名に対する証人尋問。

平成15年（2003）

1月 横浜検察審査会、平成12年の地検による「不起訴」を不当とする議決。これを受けて地検は再捜査を開始。

3月 DNA正式鑑定書提出される。提出臓器のDNA型、久保幹郎氏のものと矛盾。

5月 東京地裁、テレビ朝日「ザ・スクープ」に対する監察医の名誉毀損請求を棄却。

6月 県議会・防災警察委員会で自民党・あかま二郎議員が県警に質問。佐熊監察官室長、「司法解剖の事実には自信がある」と答えるも物証を提示せず。

11月 押田鑑定人第1回鑑定人尋問。

## 平成16年（2004）

5月 東京高裁、テレビ朝日「ザ・スクープ」に対する監察医の名誉毀損控訴請求を棄却。

2月 押田鑑定人第2回鑑定人尋問。

4月 地検のDNA再鑑定で提出臓器が「別人かつ女性のもの」と判明。

5月 立会警察官・井上元巡査部長に対する証人尋問。監察医は解剖中、臓器重量を測ったりメモを取っていないと証言。

6月 横浜地検、再び「司法解剖有り」として監察医を不起訴処分とする。

7月 事件から7年を経て、刑事事件としては時効が成立。

7月 元葬儀社員2名、解剖はなかったと証言。

9月 立会警察官・斉藤元巡査部長に対する証人尋問。監察医が解剖中に臓器重量を測るところを自分は見っていないと証言。

12月 伊藤監察医に対する証人尋問。解剖中、自分が臓器重量を測り、手袋を替えつつメモを取ったと証言。

## 平成17年（2005）

1月～11月 事故状況を医学的立場から検証するS大学・田ノ浦次郎助教授（仮称）の意見書、自動車工学の立場から検証する平野鑑定（仮称）が原告から提出される。ネガフィルムの検証が続く。

12月 結審

## 平成18年（2006）

4月25日 横浜地裁判決



ホームに戻る